



### 平成25年度公営・準公営企業会計決算が認定される

大阪市会は、平成25年度公営・準公営企業会計決算や一般会計等決算などをおもに審議する平成26年第3回定例会を開きました。

公営・準公営企業会計の決算報告については、9月9日の本会議において、橋下市長の説明を受けた後、決算特別委員会を設置・付託しました。市民病院事業会計決算報告については、10月1日から市民病院が地方独立行政法人に移行するため、他の公営・準公営企業会計に先んじて審査を行い、10月1日の本会議において、賛成多数により認定しました。その他の公営・準公営企業会計決算報告については、右記の日程により審査を行い、10月16日の本会議において、賛成多数により認定しました。

このほか、9月9日の本会議では、「[危険ドラッグ(脱法ハーブ)]の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書案」などを議決し、9月19日の本会議では、一般会計補正予算を修正可決のうえ附帯決議を付すことを議決、「大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例案」を附帯決議を付して可決、「大阪府政策協議会条例案」など10議案を否決したほか、「大阪市子ども・子育て支援法施行条例案」などの案件を議決しました。また、10月1日の本会議では、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設置に関する協議について」(継続審査となっていたもの)及び「地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の認可について」を可決のうえ附帯決議を付すことを議決し、10月16日の本会議では、「大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例案」を修正可決しました。

※平成26年第3回定例会の一般会計等決算の審査の様子は、平成27年1月1日に発行予定の「大阪市会だより1月号」に掲載します。

#### 市会の動き

9/2(火)	招集告示[9~12月定例会]
5(金)	交通水道委員会(継続審査事件の審査など)
9(火)	《開会》本会議(公営・準公営企業会計決算の市長説明など) 決算特別委員会[公営・準公営](正副委員長の互選)
11(木)・12(金)	} 常任委員会(付託案件の審査など)
16(火)	
19(金)	
25(木)	財政総務委員会、民生保健委員会(付託案件に対する態度決定)
26(金)	本会議(常任委員会付託案件の議決など)
29(月)	決算特別委員会[公営・準公営](説明など)
10/1(水)	決算特別委員会[公営・準公営](実地調査)
	決算特別委員会[市民病院事業会計](質疑・態度決定)
	《本会議》(市民病院事業会計決算の議決、特別区設置協定書の市長説明など)
	民生保健委員会(付託案件の審査)
3(金)・6(月)	} 決算特別委員会[公営・準公営](質疑)
7(火)・8(水)	
9(木)	
10(金)	財政総務委員会(特別区設置協定書の審査)
	民生保健委員会(付託案件の審査)
	財政総務委員会(特別区設置協定書の審査)
	5常任委員協議会(特別区設置協定書における各委員会にかかわる事項について)
15(水)	決算特別委員会[公営・準公営](付託案件に対する態度決定)
16(木)	民生保健委員会(付託案件に対する態度決定)
	《本会議》(公営・準公営企業会計決算の議決など)

### ～決算特別委員会の質疑から～



漆原 決算特別委員長

公営・準公営企業会計決算を審議する決算特別委員会では、9月29日、10月3日、6日、7日及び8日に、各委員がさまざまな観点から質疑を行いました。そのおもな内容を10月1日及び16日の本会議で行われた決算特別委員長の審査報告をもとに紹介します。

#### 決算特別委員会委員(公営・準公営企業会計)

委員長	(公明) 漆原 良光
副委員長	(公明) 西 徳人 (維新) 大内 啓治
委員	(維新) 東 貴之 出雲 輝英 村上 栄二 岡崎 太 飯田 哲史
	伊藤 良夏 田辺 信広
	(公明) 島田 まり 高山 仁 辻 義隆
	(自民) 太田 晶也 北野 妙子 黒田 富士 高野 伸生 柳本 顕
	(みらい) 武 直樹 小林 道弘
	(共産) 北山 良三 小川 陽太

#### 交 通

問 地下鉄事業及びバス事業の民営化については

答 地下鉄事業は、平成25年度決算で過去最高の333億8,700万円の利益となっています。公営では、各種の契約や入札手続きに時間がかかりますが、民営化後は、契約金額の削減や人件費の削減など、財務コストの削減等が見込めます。また市長は、民営化に当たって地下鉄路線を分割して売却することはありません。民営化については白紙委任ということではなく、市会での議論や指摘を踏まえた民営化基本プラン案を実行していく。民営化後も、株主として市会の意見が反映されるようにしていく。大阪の活性化や景気向上、関西が明るい希望を持てるように民営化を決断してもらいたいと答弁しました。

これに対して委員から、一般会計への貢献や、浸水対策など都市機能を麻痺させないための災害対策、安全対策の充実、バリアフリー施策の推進など必要な投資は着実にやるべきである。連続黒字を計上する中、なぜ民営化しなければならないかという意見がありました。一方、バス事業の民営化に当たっては、市民、利用者に安心して利用していただくことが大切であることから、最も短期間で雇用問題の解決を図ることが「大阪市会だより」は再生紙を使用しています。

可能な手法として、大阪シティバスへの一括譲渡が望ましいと考えています。

また、不採算でも維持する必要があると大阪市が判断する地域サービス系路線については、大阪シティバスに対して大阪市が責任を持って補助していきます。事業性のある路線については、大阪シティバスへの民間事業者の経営参画により、他社の経営力やノウハウを活用することで、効率的で利便性の高い路線サービスを展開していくことをめざすものと考えています。

#### 水 道

問 経営形態の見直しについては

答 公共施設等運営権制度は、水道施設を市が保有したまま、運営権契約等に基づき事業を運営会社が実施するもので、市によるガバナンスが働く仕組みです。国との協議において、水道施設を保有する市の事業は地方公営企業法上の水道事業に該当し、市は施設保有者の立場から事業運営に責任を持つこととなります。大規模災害時の施設復旧事業は、施設を保有する市の責任で行うため、引き続き国庫補助の対象となり、さらに、水利権も引き続き市に帰属し、万が一運営会社が破たんしても水道施設、水利権ともに毀損することなく、事業の持続性確保に寄与するものと考えています。

現状年間約70kmのペースで更新している管路耐震化は、経営形態の変更後、設計・積算業務の効率化などの方策により更新ペースアップを図り、最大で年間約80kmの更新を見込んでいます。

また、事業期間や運営権の範囲、水道料金の上限定額など、事業実施にあたって市が求める諸条件の内容を平成26年11月ごろには実施方針案として取りまとめたいと考えています。この実施方針案に関する市会での議論を踏まえ、条例案を取りまとめ、議会の議決を経て、現時点では平成27年度中の運営会社による業務開始を想定しています。

また市長は、水道事業の民営化は上下分離方式であり、安心・安全を担う行政の役割はしっかりと押さえ、施設運営は民間に任せる。人口減少社会において水需要は減少し、水道事業は成り立たなくなるので、民営化の方針を早く決定し、今後、詳細な実施プランを出す中で細かい議論をして、水道局の力を活用して日本の活力につなげてほしいと答弁しました。

#### 市 民 病 院

問 地方独立行政法人移行後の大阪市との関わりについては

答 市民病院機構は、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性及び柔軟性を生かしながら、今後も、市民

の生命と健康を守るため、地域の医療機関と連携し、公的医療機関としての役割を果たし、市民に必要な医療を提供します。今後の大阪市と市民病院機構との調整や、市会における市民病院関係の答弁については、健康局が担っていきます。市民病院の役割は、これまで公営企業として担ってきた役割と変わらないため、市民の代表である市会の意見を聞き、病院経営に理解を得るため、懇談会などの場の設定を考えています。

問 住吉市民病院用地への民間病院の誘致については

答 民間病院の事業予定者が辞退したため、平成26年10月早々にも再公募を開始したいと考えています。府立急性期・総合医療センターと民間病院への住吉市民病院の病床移譲については一連、一体の計画として作成する必要があります。

また市長は、(仮称)府市共同住吉母子医療センターの整備と民間病院の誘致について、南部医療圏の医療レベルを上げることに間違いなく、一体として考えているが、センターの一刻も早い整備は地域医療に資することになる。住吉市民病院と府立急性期・総合医療センターという医療施設の集約化により、医師や診療科を集約し、小児・周産期医療以外にも対応できるようにするべきであると答弁しました。